

参加料の記載のないものは無料です。/市外局番(0154)を省略しています。/市役所本庁舎は「市役所」、市役所防災庁舎は「防災庁舎」に省略しています。

**秋の輸送繁忙期の交通安全運動**

10月13日(火)～22日(木)

ストップ・ザ・交通事故

～めざせ安全で安心な北海道～

- 夕暮れ時の歩行者と自転車利用者(特に高齢者)の交通事故防止
  - スピードの出し過ぎ等無謀運転の防止
  - 全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用
  - エゾシカとの衝突事故の防止
  - 飲酒運転の根絶
- ☎市民生活課(☎31-4521)

**企業版ふるさと納税制度で寄付をいただきました**

8月28日、ほくでんエコエナジー(株)から「企業版ふるさと納税制度」を活用し、阿寒幼稚園改修事業へ役立ててほしい、との寄付のお申し出があり、受納式を行いました。

ほくでんエコエナジー(株)は、市内阿寒川水系4カ所に水力発電所を設置されており、釧路・阿寒地域に深くゆかりのある企業です。

☎都市経営課企画担当(☎31-4502)

**錦町駐車場の臨時休業**

錦町駐車場受電設備更新工事を実施するため、駐車場を臨時休業します。

詳細はお問い合わせください。

☎11月1日(日)、3日(火)(終日)/☎都市計画課(☎31-4554)

**市有地を売ります**

10月5日(月)から下記の物件について価格固定先着順による売払いを実施します。**売払物件=【物件番号11】**川北町8番2、宅地、1,050.09㎡(317.65坪)、売払価格2,733万4,950円 **【物件番号12】**川北町8番7、宅地、101.03㎡(30.56坪)、売払価格242万1,960円 / **買受申請受付**=10月5日(月)～21(令和3)年2月26日(金)/☎市有地売却事業(価格固定先着順)の概要は、市ホームページをご覧ください/☎市有財産対策室(☎23-5195)

**建築指導課からのお知らせ**

**●老朽化が著しい空き家の除却費を一部補助します**

**対象の空家等**=市の調査により、国の基準に基づく「不良住宅」と判定された専用住宅、共同住宅、長屋住宅または併用住宅であって、市の指定する地区に位置し、かつ所有権以外の権利が設定されていないもの/☎空き家を所有している個人(所有者が死亡している場合は、その相続人を含む)で、市税の未納がない方/ **補助金額**=除却工事費の3分の1以内で限度額は30万円/ **除却工事業者の要件**=市内に本店、支店等があり、建設業許可または解体工事業者登録を受けている事業者/☎10月13日(火)～26日(月)(必着)に申請書を直接または郵送で。予定件数を超えた場合は、不良住宅の判定基準により、優先度の高い順に交付予定者を決定

**●既存住宅耐震改修費補助申請受付中**

**受付期間**=～10月30日(金)(先着順)/ **対象住宅**=申込者が所有かつ居住している住宅、長屋、併用住宅、共同住宅で、81(昭和56)年5月31日以前に着工され、現行の規定に満たないと判定されたもの/☎市内に住所を有し、市税等の滞納がない方/ **補助金額**=耐震改修工事費の23%以内で、限度額は45万円

**●木造住宅の無料耐震診断受付中**

**受付期間**=通年/ **対象住宅**=在来工法の木造戸建て住宅(特殊な工法を除く)で、500㎡以下のもの/☎対象住宅を所有し、かつ居住している市民/☎診断は、図面および申請者からの聞き取り調査により行いますので、筋かい等の位置や寸法が記載された図面が必要です。また、現地調査は実施しません。**【共通】**すでに終了した工事、着手している工事は対象外。補助を受けるためには他にも要件があるので、市ホームページをご覧ください/☎建築指導課指導防災担当(☎31-4569)



**各種相談**



相談にお越しの際は、マスクの着用をお願いします

**■第30回「公証週間」電話相談**  
☎03-3502-8239

☎10月1日(木)～7日(水)午前9時30分～正午、午後1時～4時30分/☎遺言、任意後見契約等公証事務全般/☎釧路地方法務局総務課(☎31-5010)

**■行政書士無料相談会**

☎10月9日(金)午前10時～午後3時/☎防災庁舎1階/☎相続、遺言、許認可、持続化給付金等/☎北海道行政書士会釧路支部事務局(☎41-1330)

**■人権相談(要予約)**

☎10月9日(金)、23日(金)午後1時～3時30分/☎釧路地方合同庁舎2階法務局会議室/☎5人/☎開催日の1週間前の金曜日午前8時50分から電話で市民協働推進課(☎31-4504・4505)へ

**■女性のための無料法律相談(要予約)**

☎10月14日(水)午後1時～3時/☎4人/☎10月7日(水)午前9時から電話で男女平等参画センターふらっと(☎65-1034)へ

**■障がい者就労支援相談(要予約)**

☎10月15日(木)午後1時～4時/☎防災庁舎3階障がい福祉課/☎障がい福祉課(☎23-5201)、障がい者就業・生活支援センターぷれん(☎65-6500)

**■女性のためのなんでも無料法律相談所(要予約、当日受付可)**

☎10月16日(金)午後1時30分～3時30分/☎釧路地方法務局2階会議室/☎釧路人権擁護委員協議会事務局(☎31-5040)

**■多重債務 夜間無料相談**

☎毎週水曜日午後6時30分～7時30分/☎市内の担当弁護士事務所※予約時にお知らせします/☎釧路弁護士会法律相談センター(☎41-3444)

**■法律相談(要予約。先着6人)**

☎11月6日(金)午後1時～3時/☎10月30日(金)午前8時50分から電話で市民協働推進課(☎31-4504・4505)へ

**■行政相談(当日受付)**

☎10月6日(火)、20日(火)午後1時～3時 **【共通】** ☎市役所1階市民相談室

**市民意見提出手続条例に基づき、皆さんの意見を募集します**

下記の素案の詳しい内容は、各公表場所に備え付けの資料か市ホームページをご覧ください。

	釧路市都市計画道路の見直し方針(素案)について	釧路市地域優良賃貸住宅条例および同条例施行規則の制定について
内容	未着手となっている都市計画道路の路線・区間を対象に道路の必要性や事業の実現性等を総合的に検証・評価し「釧路市都市計画道路の見直し方針」として、今後の方向性をまとめたもの。	中堅所得者向けの民間の賃貸住宅が不足している阿寒湖畔地区において、良好な居住環境を提供するため、現在建設中の「地域優良賃貸住宅」(21(令和3)年3月完成予定)の管理運営について定めるため、条例および同条例施行規則を制定するもの。
募集期間	～10月下旬	10月中旬～11月中旬
原案の公表場所	<b>【共通】</b> 市役所・各行政センター1階市政情報コーナー、各支所、市ホームページ 市役所5階都市計画課	阿寒町行政センター2階阿寒建設課
意見の提出方法	住所、氏名(団体名)、電話番号を記入の上、メール、郵送、信書便、ファクス、持参で提出してください。様式は問いません。	
提出・問合せ先	都市計画課(〒085-8505黒金町7-5☎31-4555☎25-8149 ☒to-toshikei@city.kushiro.lg.jp)	阿寒建設課(〒085-0292阿寒町中央1-4-1☎64-6191 ☎66-3959☒agke-kensetu@city.kushiro.lg.jp)

**広報くしろの「アプリ」を利用してみませんか？**



「広報くしろ」のアプリをダウンロードすると、広報くしろの紙面に掲載されている「市からのお知らせ」の一部と「生涯学習ガイド」、市内各地域の「クリーンカレンダー」が、スマートフォンでいつでも、どこでも見ることができます。

イベントの日時や場所を手軽に検索でき、地図機能も連動しているため大変便利です。

また、広報くしろ全体が読める市ホームページにリンクし、電子書籍で手軽に読むことができます。

●スマートフォンで右のQRコードを読み取り、アプリをダウンロードしてご利用ください▶



スマートフォンでのトップ画面

